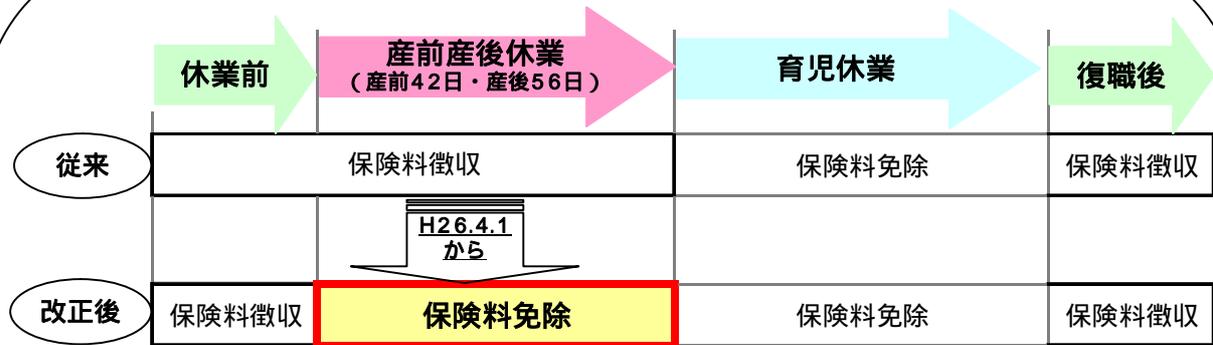


平成 26 年 4 月から

産前産後休業期間中の社会保険料免除が始まります

これまで育児休業期間中にのみ認められていた社会保険料免除が、産前産後休業期間中にも適用されることとなりました。

産前産後休業中の社会保険料免除のイメージ



産前産後休業中の社会保険料免除は、**平成 26 年 4 月 30 日以降**に産前産後休業が終了となる方 (**平成 26 年 4 月分以降の保険料**) が対象となります。

【保険料免除期間】

・産前産後休業を開始した日の属する月から産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月まで (産前 42 日 (多胎妊娠の場合は 98 日) 産後 56 日のうち、妊娠または出産を理由として労務に従事しなかった期間) の保険料が免除されます。

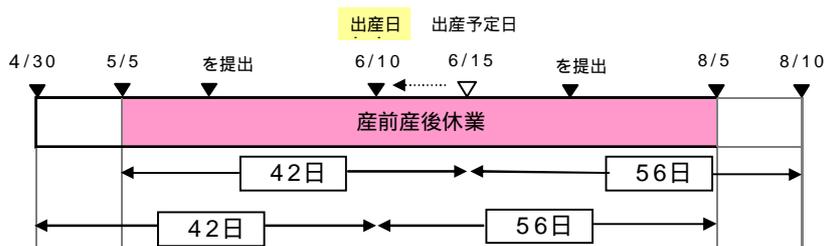
【申請方法】

・「産前産後休業取得者申出書」を産前産後休業期間中にご提出ください。

『出産前』に産休期間中の保険料免除を申しした場合

(1) 出産予定日より前に出産した場合

産前休業開始後に「産前産後休業取得者申出書」を提出
出産後に「産前産後休業取得者変更 (終了) 届」を提出
(例) 出産予定日 6/15、出産日 6/10 の場合



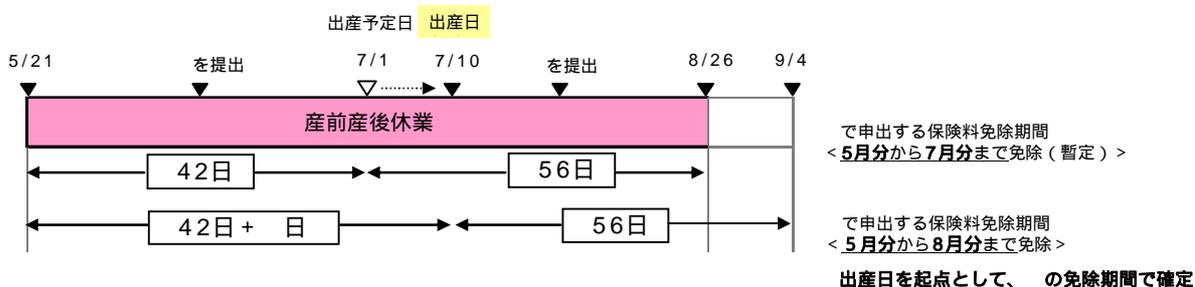
で申出する保険料免除期間
< 5月分から7月分まで免除 (暫定) >

で申出する保険料免除期間
< 4月分から7月分まで免除 >

出産日を起点として、 の免除期間で確定

(2) 出産予定日より後に出産した場合

産前休業開始後に「産前産後休業取得者申出書」を提出
出産後に「産前産後休業取得者変更（終了）届」を提出
(例) 出産予定日 7/1、出産日 7/10 の場合

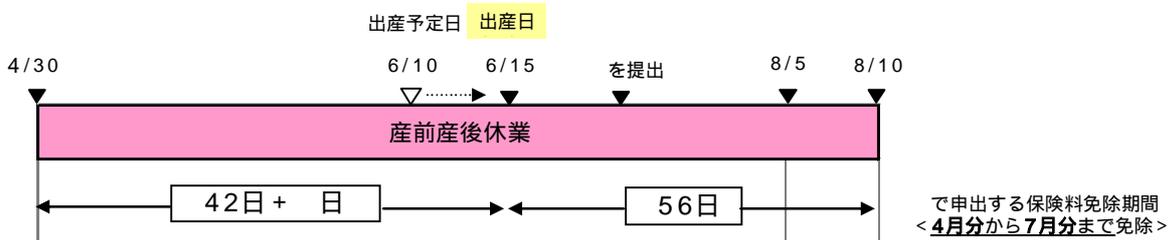


(3) 出産予定日に出産した場合

- ・産前休業開始後に「産前産後休業取得者申出書」を提出
- ・その後、出産予定日どおりに出産した場合は、「産前産後休業取得者変更（終了）届」の提出は不要

『出産後』に産休期間中の保険料免除を申し出た場合

出産後に「産前産後休業取得者申出書」を提出（出産予定日、出産日の両方を申出）
(例) 出産予定日 6/10、出産日 6/15 の場合



産前産後休業を終了した際の標準報酬月額の変改

産前産後休業終了後に報酬が下がった場合は、産前産後休業終了後の3ヶ月間の報酬額をもとに、新しい標準報酬月額を決定し、4ヶ月目の標準報酬月額から改定します。

平成26年4月1日以降に産前産後休業が終了となる方が対象となります。

【申請方法】

- ・被保険者の方（事業主経由）は『産前産後休業終了時報酬月額変更届』を提出する必要があります。

産前産後休業を終了した日の翌日に引き続いて育児休業を開始した場合は提出できません。

届出用紙はホームページからダウンロードできます

<http://www.ribi-kenpo.com>

【問い合わせ先】全日本理美容健康保険組合

TEL: 03-6661-6106